

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成29年2月13日(月)午後2時30分

第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

第3 出席委員

1 委員(五十音順)

江田始男委員, 上村茂仁委員, 小池覚子委員, 志田原信三委員, 清板芳子委員, 高崎和美委員, 高山公彦委員, 田仲信介委員, 野口正行委員, 平松敏男委員, 前川真一郎委員

2 オブザーバー

豊岡廣光次席書記官, 森拓二郎次席家裁調査官, 高瀬雄二事務局次長

3 事務担当者

大橋憲一郎総務課長, 林隆也総務課課長補佐

第4 議事の要旨

1 開会

2 所長挨拶

3 報告

次席書記官より前回の意見交換のテーマ(面会交流)に関する報告として, 家裁待合コーナーで使用する説明用DVDの変更について説明した。

4 意見交換等

総務課長より裁判所の採用広報の現状について説明を行った後, 「職員採用広報について」をテーマに, 別紙のと通りの意見交換が行われた。

5 次回の期日の決定, 意見交換事項(テーマ)の決定

(1) 次回の開催日時

平成29年6月14日(水)午後3時

(2) 意見交換事項(テーマ)

成年後見制度の利用促進について

6 閉会

岡山家庭裁判所委員会議事概要

◎委員長，○委員（委員長を除く。（ ）は，家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。），△事務担当者，□オブザーバー）

○A（1）

合格者から辞退する人がいると思いますが，逆に言えば，一般の人を相手にするよりは，合格した人を逃がさないようにするほうが，一番大きなことかなと思います。

○C（1）

例えば，家裁調査官補の試験は，どう考えても難しい試験であることは確かですよ。そして，これを受けるためには，本当によほどの覚悟をしないとイケないという状況だと思うので，こういう高度な部分に関しては，そんなに幅広く増やすということは考えなくてもいいのかなと思いますし，もし増やしたいとするのだったら，やはりそこら辺りのシステムを丁寧に提示するってことが必要かと思います。それから，大学院の卒業生の枠が，学卒と同じ30歳，上限が30歳になっていますが，修士を終えると25歳，博士を経るとストレートでも27歳ですから，そういうことを考えると，院卒の上限ですかね，年齢上限を少し勘案するというようなこともあり得るのかなと。それから，また，学生たちが，大学に在学している年限が少しずつ増えてたり，いろいろな大学を渡り歩いたりする学生も増えてきていますから，そういう意味では，学歴が延びている感じがあるので，30歳なんて，すぐ来るので，裁判所試験を受けられなくなる歳がすぐ来てしまうと，学生たちは感じていると思います。

◎委員長

裁判所としては，当然のことながら事務官であれ調査官であれ，人でもっている

組織ですので、人材確保というのは重要な課題になっているわけでございます。そういう意味で、今回のテーマについていろいろと御議論いただければと思いますけれども、先ほど総務課長の方から、原因論と、それから今の広報の改善点、あるいは今後の在り方と、3つほど視点を提示させていただいたわけですが、原因と対策というのは有機的に関連しているところもございまして、どうか、委員の方におかれましては、御自由に御発言いただければなというふうに思っております。いかがでしょうか。どこからの切り口でも結構かと思っておりますので、御発言いただければと思いますが。

○D (1)

裁判所を受けている人の中で他の公務員を受けている人はどれくらいですか。

△

裁判所だけ受けている人はあまりいません。他の国家公務員、県庁、市役所あたりをセットみたいな形で併願していることが多いです。

○D (1)

銀行など、民間と併願している人はどのくらいですか。

△

民間企業を併願する人はあまりいません。以前民間で勤めていたけど、やっぱり公務員のほうがいいということで受け直す方はいらっしゃいます。

○D (1)

そうなる公務員を志望する動機みたいなものは、どのようなものがあるのですか。

△

裁判所を受ける方は大学生のときに法律を学んだ方が比較的多いので、単に安定志向というだけで裁判所を目指すのではなくて、法律関係の仕事に就きたいという考えはあるのではないかと思います。

○A (1)

一般的に考えると、裁判所職員の仕事は知られていないですよ。弁護士、判事、検事とかテレビでよく見ている、こんな仕事かというのがあるけれども、裁判所職員の仕事がどこまでおもしろいものなのかとかいうのは、現実的に見学するとか、中央でやっているようなインターシップみたいなものがあるとか、それが数多く繰り返されて、多くの人たちが経験するっていうことがないと、分からないのではないかと思います。それが難しいのであれば、フェイスブックとかそういうところに動画を入れたり、分かりやすく、おもしろく作り上げたりするのかなと思います。

外の人間なので、不可能なことを言うかもしれませんが、見学ツアーを増やすとか、もっとみんなが体験できる学園祭に持って行ってやるとか、そういう体験ができるものがたくさんあって、みんなが少なくとも1回は体験できて、その中で行きたい人、行けない人っていうのを組めば少しは人数が増えて、さらに使命感を持ってやりたい人も集まってくれる。もしくは、今のがそれこそ難しかったら、本当にSNSをしっかり使って、そういう流れに持っていくのがいいかなとは思っています。

○D (1)

公務員の受験者が減っている原因として、例えば、公務員はバッシングがすごいとか、官庁でたくさん働かされてそんなに待遇が良くないというようなことで、その辺で何か悪いうわさが広がっていたり、民間のほうが給料がいいというようなことが影響していたりするのではないかと思います。

○E (2)

書記官、事務官も全部法律に則って事務を進めていかないといけないので、法学

部が有利というのは当然だと思います。だから、それを踏まえた上で勉強すれば、法学部以外の学生も夢がないわけではないという意味だと思います。法学部の学生であっても、公務員予備校に行かないと通らない、あるいはそれ用の講座を取らないと通らないと言われている時代なので、やはりそこは特別の講義を受けている人が有利かと思います。

○C (1)

学生本人が文学部、あるいはほかの教育学部にいれば、裁判所で仕事をしてみたいと思う方は、少し法学部の学生に比べれば不利な部分があるけれども、予備校に行って受けることは可能だよということも言ってもいいのではないのでしょうか。

○E (2)

実際、書記官がやっている仕事は、普通の会社と同じ部分もありますけど、裁判部は全体的に法的知識が必要です。司法試験受けようと思っていたけど、書記官にいく人たちはたくさんいるわけなので、どなたでもと言うけれども、やはり勉強しないといけないと思うので、受けてほしいというところと、現実をある程度合わせておかないと、本当に受けたけど落ちたみたいになりかねないと思います。

○A (1)

法学部の人に来てほしくて法学部というのであれば、そこに集中するべきなのか、それとも、一般の人でも、試験に通るのは難しいけど、それでも一応、広報だけをしておくのがいいのか、それとも確率が高い法学部にポイントを置いて打診をするのがいいのかというのはどうお考えですか。

△

最も広報のやりがいがあるのは、他の公務員に流れる学生を裁判所に引きとめるのが一番効果的ではないかと思います。地元有力大学の法学部の学生が最初にターゲットにしたいところで、そこからさらに2番手の大学も考えないといけないかと

思います。

○C (1)

受験者のほうから見ると、頑張って受験勉強をしっかりと、予備校に行ってもしっかりと学んで裁判所に仕事を求めたいと思う方はいないとは限らないと思うので、あえて法学部をターゲットに重点的に絞るというわけではなくて、少しいろいろな大学のキャリアサポートセンターとかそういったところに、道は閉ざされているわけではない、興味さえあれば望んでほしいというふうに、もっと積極的に伝えてもいいのかなというような気はします。それから、また一方、私は心理学が専門ですので、家庭裁判所調査官というのはおもしろい仕事だから受けてみればとか、少年鑑別所なんかについても、学生に伝えて、連れて行ったりすることがありますが、最近の学生は、本当にそういう人の不条理を扱うところには行きたがらないような傾向がとても強いような気がします。以前ですと、正義のために働くとか、この少年を更生させるために働きたいというような、そういう熱意を持った学生の一群がありましたが、今は、人間の不条理な事件を扱ったり、その人を支援する仕事よりも、もう少しすんなりとできるような仕事に就きたいという方向性があるって、同じ公務員なら、もう少しクリアなことで仕事したいみたいなことを学生たちが話しているのは確かです。ですから、やはり、裁判所見学ツアーとかあるわけですが、そこで、細やかな情報の伝達をしてあげる必要があるのかなという気はします。その説明も、よほど詳しく話してやらないと、裁判所でお仕事をするということがどうということなのかということが分からないとは思いますが。

○E (2)

私も今日お聞きして、やはり感じたことは、一つは法学部の学生が一番コアなので、その人らにちゃんと分かってもらったらとは思いますが、結局、裁判所のイメージですよ。本当に裁判所は社会に貢献しているのだと。やはり裁判所が、出入りしやすいものになるというのが結局は大きいなという気が本当にしました。裁判の当事者というのは、破産の当事者もあるし、訴える当事者もいます。裁判所

は結局私たちを分かってわかってくれないんですかと言う人がかなり多い。やはり、そうじゃないんだということが分かるような裁判所、裁判の結論的には自分の思いどおりにならないかもしれないけれども、書記官も受付も、みんなその当事者のためにやっているんだという、その実感が当事者であれば、公務員もいいかなというのは絶対あるなと共感したところです。昔と比べたら、本当にガラス張りになっているし、カウンターも低いし、書記官も親切です。だけど、一般の人にとってはまだ分からない。何かおどおどするところなので、それが最大の広報だなという気がしました。私たちにとっては、ふだん出入りしているので、裁判所は全然怖くないですよ。当事者の方にも怖くないですよと言って、実際に一緒に行くんですけども、その当事者のおどおどがないような場所に、どうしたらなっていくかというのは、一緒に考えていきたいなと思いました。それが感想です。

◎委員長

いかがでしょうか。他に御意見は。民間から御覧になっていかがですか。

○B (1)

私も会社の中で、ここ何年か採用に携わってきたことがありますので、そういう部署と比べてみたりもしましたが、やはり正直うらやましいなという感じすらします。確かに5706人減ったというのは、1年だけで見ると確かに大きな数字だと思いますが、一方で、まだ最終的に倍率は10倍ぐらいなんですよね。おまけに、合格したとしても、採用までに間がある。じゃあ、そんなに募集しなくてもいいのではないかというふうに、感覚では捉えるんです。また、本当に難しい話ですけども、同じ公務員で競合している、そういう層をできるだけ裁判所の方に向けていくという面からすると、先ほどのような、ちょっとマイナス点と言いまじょうか、他に比べると、どうしても学生から敬遠されそうな雰囲気何とか変えていかなければならないなというふうに思っています。

○E (2)

私自身は、採用試験を受けて学校の先生になったことがあるので、この感覚はすごくよく分かるんですよ。7月ぐらいに受けて、結果が出るのに、11月、12月と。実際、私は、民間を受けて合格していたので、その内定をいつ断るかというので、結局、最後の最後になって民間企業を断ったときは、学校の方がまだ決まっていなかったんですよ。それはなぜかという、やはり先生という仕事は良い仕事だと思って思ったからなんですよ。結局、最後はそこだと思うんです。引き留めるには、ツアーとかじゃなくて、その職種全体の魅力で良いなと思うんです。別にこれは悪いとは言いませんが募集パンフレットに載っているような、世界、アメリカ行ってどうか、北海道を動かすとかもいいけど、何かそういうことよりも、本当に、書記官は、一つ一つの裁判を支えてくれているんです。事務官さんも本当に調整してやってくれている、そういうのが伝わればという気はしています。要するに、それは良い仕事だなと思って受ける人は、これでもう仕事なかったらどうしようと思いつつながら、それでも待ってくれているので、本当、そこを大切にすることじゃないですかね。

◎委員長

いかがでしょうかね。検察庁はどうですか。差し支えない範囲で。

○F (3)

検察庁が取りたい人材と、裁判所が取りたい人材は、おそらく競合していると思います。確かに応募する人員が減っているということですが、本当に裁判所が最後に取りたい人材が減っているのだからそんなに危機感はないと思うんですけれども、そのためには、もう少し中長期的な原因の分析はいるのかなとは思っております。最終的に、なぜその職場を選ぶかという、検察庁もそうなんですけども、やはり働きやすさと働きがいとあります。働きやすい環境だけではだめで、さらに働きがい、働きがいがあるけれどブラックではないというところが大事だと思いますので。それって、でも、まだ学生さんは働いたことがないので、イメージしか分からないと思います。それどころか、間違ったイメージがある。SNSで拡散し

ていきます。例えば検察庁でいうと、検察庁ってものすごい体育会系の組織なんですよねと言われるんですけども、入ってみると意外とそんなことはないということが分かります。なので、抽象的になりますけれども、採用後、若い世代の人に、裁判所にどんなイメージを持っているのかということを確認して、裁判所か他の公務員かで迷っていたけれども、裁判所志望に自分でなったという人もいますので、それがどういうところだったのかというところを確認した上で、正しいイメージを持っていただく、魅力的なイメージを持っていただくような広報が必要なんだろうなというふうに考えております。

○A (1)

上の人たちが、いろいろこんなにすごいんだって情熱的に語るのもいいですけども、本当に入ったばかりの人たちが、若い人たちが、本当に自分たちの次の次の、1年や2年しか変わらない世代の人たちに、自分はこういう思いで、ここまでやってみて、実際は本当に暗い仕事か、辛い仕事だと思ったけど、こんなに情熱があって楽しかったんだぞとかいう、そういうことを、本当に1つか、2つ、3つぐらいの歳の近い人が言ってくれると、リアル感を持ってイメージするし、説得力もあるんだろうなって思います。ピア活動と言うんですけども、本当に同世代もしくは、ちょっと上くらいの人たちが、リアル感を持って話すということが、本当に分かりやすい。だから、そういう機会を組んでくださいねということなんです。

○D (1)

ある程度公務員のイメージを全体として上げるようなことも考えていったほうがいいのかなとか。裁判所が考えることではないのかもしれませんが、もうちょっとやりがいがあるんだという側面を、何か広報していただいたらと思います。

○G (1)

岡山市全体としては、職員採用説明会というのをいろいろやっています。やはり、若手が出て説明をしたりとか、それから、いろんな業種がありますので、その業種

ごとの説明会を開催したりして、業務の内容をよく知ってもらっています。それから、岡山市は、かなり申込者が増えたように見えるんですけども、事務の一般枠だけ見てみると、平成28年はそれほど増えていないのかなと。ここで増えたように見えるのは、特別枠というところで、一般枠よりもかなり人数の高い人、年齢の高い人、民間経験者を採用するということで結構申込者が増えているような状態です。最終合格倍率は、裁判所に比べると低い数字になっていますので、うらやましいなというところがあると、人事委員会の人は言っていました。やはり年齢層が高いところはUターン志向があるみたいで、東京でも説明会をやっていますが、ここでは、地元志向の、岡山市へ帰りたいという話はよく聞かれると言っていました。イメージ戦略は、岡山市もいろいろ業種が多い中でやってはいますが、あまり申込者の増加にはつながってないのかなという気がします。

〇〇（1）

受験をする学生の側のサポートをしている方から見ていると、裁判所にしても他の公務員にしても、採用試験を受けるための一般教養の試験勉強をかなりこつこつしないといけないから、そういう意味では負担の多い試験という感じで、一旦勉強したら受けているのは、どれか一つしか受けられない感じになっていると思います。受かろうと思っている学生は、2年生ぐらいからグループを組んで勉強会を開いて、問題集を片っ端から、とにかく反応して回答できるくらいにしとかなないと受からないものだというふうな、そういうイメージで受験に臨んでいる感じですか。ですから、受かりたいところではあるけれども、受かるためには結構手間暇がかかるというような感じをもっているかと思います。それに比べて、給料が、さして変わらなくなってきた企業が、面接と論文と、なんかいい感じの用意をしたら採用されていくというようなところが出てきていますから、そういう意味では、難しいとか集めにくいところかなという感じはします。なので、やはり魅力というか、面白味というのを精神風土が少し変わっている学生さんたちに、通用するような伝え方みたいなそういうテクニックを考えていけるのかなという気がします。やはり、裁判所と聞くと、学校の先生や警察官も自分が触れたことがあったり、身近な人ですし、そうい

う意味で、大きくなって20歳ぐらいになるまでに経験している職種ですが、裁判所は本当に出会わない場所なので、検察庁にしてもそうなんだと思うんですが、ほとんど出会わないところなので、よほど伝える必要があると思いますね。しかも、裁判所ツアーなども1年生などの結構低学年の学生にも伝えて参加できるような、何か仕掛け、あるいは大学の協力とかそういうのが必要で、その頃から行きたいと思ったら、受験勉強始めようと思わせてあげないと、3年生の後半とか4年生くらいでツアーに参加しても、今からでは間に合わないという感じになるのではないかなという気はします。

◎委員長

他に御意見いかがでしょうか。岡山県教育委員会の方はいかがですか。教育の現場から御覧になって。

○H(1)

自分のことを振り返ってみると、学校の先生になるために大学の学部を選んで、自分の職を決めていったので、法学部へ進まれる方が、どれくらい裁判所の仕事をイメージして進まれているのかと思います。だから、もっと発達段階に応じて、裁判所の仕事はこのような仕事で、こういうところで人の役に立ったりしている人がいるんだなということを知る機会があってもいいのかなと思います。また、例えば、やりがいを見つけていただくということであれば、教育実習のほかに、岡山県では、今予定の時点で「教師への道」という計7回の講座の中で教育に関して知っておいたらいいような内容の講義等を実施しています。それを受講し修了すると1次試験の面接は免除になります。そういったあたりで、いかにやりがいを見つけていただくかは、我々も工夫をしていくところではないかと思います。そのほか、現時点では、1次試験を合格した方は岡山県内で講師として勤務していただくと、次年度の1次試験は免除になる、つまり次年度受けていただくときには2次試験から受けられるということにしています。

〇〇（１）

県教委の生涯学習課で子供ホットラインというのをしています、それで岡大、清心、就実の３大学の学生さんが、子供たちの電話相談とメール相談に当たるという授業をしています。これに参加する学生はやはり教員になりたいというようなことを言いますし、頑張りたくなって合格もしていくんですね。別に、教育委員会とか先生の仕事そのものではないのですが、学校を利用する人たちに近づく、誰もがやっていない仕事というのに触れさせてあげる仕組みにして、教員というか教育現場の子供たちの気持ちに近づかせるということをやらせてもらっているのですが、例えば、岡大病院なんかだったら、外来に来る患者さんを案内してくれる方がいたりしますよね。ああいうふうなものも、やはり病院の組織を知ったりすることはいくらかなったり、病院に来る人の気持ちを理解しようとするようなことも分かたりすると思いますが、裁判所もそのようなことを考えてはどうでしょうか。

◎委員長

ありがとうございました。ほかに何か御意見等ございませんでしょうか。今の裁判所のやっている、例えばパンフレットの改善点とか、そのようなことでもよろしいんですけども、何かもしありましたら、御意見いただければと思うんですが。

もし、御意見がないようでしたら、今日はいろんな視点から御意見をいただきましたので、今日のお話はまた、裁判所としても十分に振返りをして今後に生かしていきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。